

消防設備システム評価手数料規程

〔平成 16 年 6 月 1 日〕
消安セ規程第 42 号

改正 平成 25 年 4 月 1 日消安セ規程第 1 号
平成 26 年 3 月 20 日消安セ規程第 10 号

消防設備システム評価規程（平成 16 年消安セ規程第 37 号。以下「評価規程」という。）第 3 条第 4 項に規定する手数料について次のように定める。

第 1 条 評価規程第 2 条各号に掲げる評価手数料の額（消費税別）は、150 万円を基準とし、実費を勘案して一般財団法人日本消防設備安全センター理事長（以下「理事長」という。）がその都度定める額とする。

第 2 条 手数料の納付は、銀行口座への振込により行うものとする。

なお、振込手数料は申請者負担とする。

2 前項の銀行口座は下記とする。

金融機関名	みずほ銀行 虎ノ門支店
預金種目	普通預金
口座番号	1798780
口座名義人	一般財団法人 日本消防設備安全センター

附 則

- 1 この規程は、平成 16 年 6 月 1 日から実施する。
- 2 「消防防災システム評価手数料規程」（平成 9 年消安セ規程第 16 号）は、廃止する。
- 3 この規程施行の際現に「消防防災システム評価規程」による消防防災システム評価を申請している消防防災システムについては、理事長が定める日までの間、「消防防災システム評価手数料規程」の例による。

附 則（平成 25 年 4 月 1 日消安セ規程第 1 号）抄

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

（改正）

第 2 条 別表に掲げる規程、細則及び要綱等において「財団法人日本消防設備安全センター」とあるものは平成 25 年 4 月 1 日をもって、「一般財団法人日本消防設備安全センター」に改正するものとする。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。